

論 説

デジタルエコノミーと課税

——プラットフォーム企業と国際課税レジーム——

篠 田 剛

目次

1. 経済のデジタル化と既存の国際課税レジーム
 - 1.1 圧力を受ける国際課税ルール
 - 1.2 プラットフォーム企業における価値創造とユーザー参加
 2. デジタル課税をめぐる協調とユニラテラリズム
 - 2.1 市場国と企業立地国の利害
 - 2.2 BEPS プロジェクトと2つのEU指令案
 3. 国際課税レジームの向かう先
 - 3.1 ネクサス概念の拡張とその問題点
 - 3.2 可動的でない要素への課税と仕向地主義課税
- おわりに——デジタル課税問題が提起するもの

はじめに

経済のデジタル化が、国際課税の領域において大きな争点となっている。2018年12月、フランスのルメール経済・財務相は、燃料税引上げ断念を受けて2019年1月からのデジタル課税導入を発表した。デジタル課税導入は既に英国などが発表しており、デジタル化という新たな経済の変化に対して依然統一的なルールが存在しない下で、各国が単独で導入するユニラテラルな動きが加速している。一方、OECDを中心に国際的ルール作りの議論は継続しており、2015年のBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクト最終報告書では最終的な提案には至らなかったものの、2018年3月には中間報告書を公表し、2020年までに具体的な取りまとめを目指している。EUレベルでも2018年3月に2つのEU指令案を公表し、ユニラテラルな動きに歯止めをかけようとしている。しかし、各国の利害が錯綜し、いまだ合意への道筋は描けていない。

経済のデジタル化はプラットフォーム企業のような新たなビジネスモデルの台頭を含んでおり、議論の混迷の背景には、市場国と企業の立地国との間の利害対立に加え、既存の国際課税ルールがデジタル化の現実によく対応できていないという認識が根底にある。本稿は、デジタルエコノミーと課税をめぐる現状を整理し、経済のデジタル化が法人課税および国際課税レジームに投げかけている問題を明らかにしようとするものである。

以下では、まず経済のデジタル化がいかなる点で既存の国際課税レジームに問題を投げかけて

いるのかを概観する。その際、デジタル経済の中心にあるプラットフォーム企業の特徴を明らかにすることで、より鮮明に問題点が浮き彫りになると考える。次に、デジタル課税をめぐる各国の利害の動向をトレースする。ここではBEPSプロジェクトでの議論と2つのEU指令案に言及するとともに、各国の立場を見ていく。最後に、上記を踏まえて国際課税レジームの行方についていくつかの議論を紹介した上で、デジタル課税問題が提起しているものについての見解を述べる。

1. 経済のデジタル化と既存の国際課税レジーム

1.1 圧力を受ける国際課税ルール

2018年3月に公表されたデジタルエコノミーと課税に関するOECD中間報告書（*Tax Challenges Arising from Digitalisation-Interim Report 2018: Inclusive Framework on BEPS*、以下ではOECD中間報告書と略す）は、経済のデジタル化が国際課税に及ぼす影響の大きさについて、次のように指摘している。

（……）デジタル化はビジネス活動の仕方を大きく変化させた。このことは、新たなビジネス・モデルの出現と古いモデルの大きな変革につながっている。これらの変化は、ほぼ1世紀前に策定された既存の国際課税ルールがよってたつ基本概念に圧力をかけている。¹⁾

経済のデジタル化によって生じるこれらの広範な課税上の課題は、税源侵食と利益移転（BEPS）にどのように終止符を打つかという問題を超えており、デジタル時代における国境を越えた活動から生まれる所得に対する課税権をどのように配分するかという問題に主に関係する。²⁾

すなわち、経済のデジタル化は既存の国際課税ルールに根本的な変更を迫りうるものであり、それはOECD/G20が取り組んできたBEPSの課題をも超えるものであるという。ここで国際課税ルールと呼ばれているものは、国内法や租税条約、多国間協定その他の国際法規からなるもので、既存の国際課税ルールの多くは1920年代に作られた原則に由来しており、「富の根源」の原則（“origin of wealth” principle）のように、多国籍企業によって創造される価値に貢献する要素の可動性が比較的少なく、労働力と有形資産の集中的利用が求められる時代のものであったと指摘されている。³⁾

ここで、OECD中間報告書は、経済のデジタル化から影響を受ける既存の主な国際課税ルールとして2つ挙げている。

第1に「ネクサス・ルール（nexus rule）」である。ネクサスとは、非居住地国側の課税権が正当化されるために求められる外国企業とのつながりであり、一定の物理的存在（physical presence）を閾値（threshold）としてきた。これが、恒久的施設（permanent establishment: PE）であり、現行の国際課税ルールでは「PEなければ課税なし」として、何らかの物理的存在に

nexusを見出し、PEに帰属する事業利得に課税してきた。

第2に「独立企業原則 (arm's length principle) に基づく利益配分ルール」である。ある企業の利益への課税が認められた場合、各関連企業ないしPEに、機能、資産、リスクを配分して(「機能分析」)、得られた利益に反映されている各関連企業ないしPEの価値の創造への貢献を特定する。こうして、個々の関連企業ないしPEの実際の経済活動と価値の創造とを反映させ、利益を配分し、課税するとしてきた。

外国企業への課税は、「物理的存在」の要件に強く根差すこれらのルールに依存している。したがって、既存の国際課税レジームは、「課税権を、雇用する人々や利用する資産を含め、企業によって営まれる経済活動の場所に一致させること」に焦点が当てられてきた。⁴⁾しかし、経済のデジタル化によって、企業の価値の創造は必ずしも「物理的存在」に依存しなくなっており、この点で既存の国際課税ルールの有効性は試されるかもしれないと、中間報告書は指摘している。⁵⁾

1.2 プラットフォーム企業における価値創造とユーザー参加

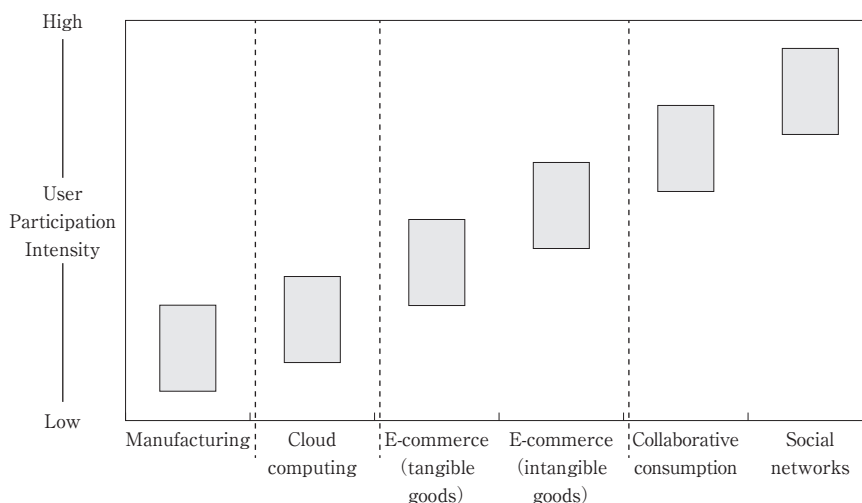
経済のデジタル化は、なぜ「物理的存在」に基づく既存の国際課税レジームの有効性に疑問を投げかけるのだろうか。その理由は、経済のデジタル化を象徴する新たなビジネス・モデルを採用する、いわゆるプラットフォーム企業において典型的にみることができる。

プラットフォーム企業は、「ネットワーク効果が存在する2つの市場の両面と取引を行う企業」と定義される。⁶⁾多様な形態があるが、例えばAmazonの場合、一方に購入者の市場があり、もう一方に出版社ないし出品者の市場があり、Amazonはその「仲介」となるプラットフォームを提供している。また、Facebookであれば、一方に書き込みを行うユーザーの市場があり、もう一方に広告主の市場があり、そこに両者を結びつけるプラットフォームを提供している。プラットフォーム企業は、このように複数の市場と取引を行い、仲介することで競争優位を發揮し、利益を上げる。こうしたプラットフォーム企業における市場の特徴は、「多面市場 (multi-sided market)」ないし「二面市場 (two-sided market)」と呼ばれる。⁷⁾

プラットフォーム企業における多面市場は「間接ネットワーク外部性 (indirect network externalities)」と「非中立的価格戦略 (non-neutral pricing strategies)」を特徴とする。⁸⁾一般に、特定のサービスの利用から得られる有用性は、他のユーザーの数に依存する。つまり、参加しているユーザーの数が多いほど、そのサービスから得られる便益が高まる。これは直接ネットワーク外部性 (direct network externalities) である。これに対し、間接ネットワーク外部性とは、一方の市場の拡大が、もう一方の市場の拡大を促すことによる効果である。例えば、Googleの検索エンジンの利用者が増加すれば、Googleに広告を出したい事業者も増大するだろう。そして、広告収入が得られれば、ユーザーの利便性をさらに向上させることができる。この特徴は、非中立的価格戦略を導く。2つの市場のうち、一方の市場を無料ないしディスカウント価格にしてユーザーを拡大し、もう一つの市場で収益を得るという戦略である。先の例でいえば、Googleの検索エンジンを無料で利用させる一方で、Googleに広告を出したい事業者からは広告料を徴収する。

もっとも、多面市場それ自体はデジタル経済固有の特徴ではない。テレビや無料の新聞も多面市場の一種である。しかし、経済のデジタル化は、コミュニケーションコストを激減させ、ウェ

図1 「ユーザー参加」の集中度



(出所) OECD (2018) p.58 より転載。

ウェブサイトやアプリケーションを通じて、課税管轄権を越えて世界中の顧客を結びつける多面市場に根差した新しい企業の台頭を促している。そして、デジタル経済特有の特徴として、ユーザーデータの収集と利用を指摘することができる。Google の検索サービスが無料で提供されたとしても、そこでユーザーは大量のデータを代わりに提供している。Google 側は、その情報を基に広告を出したい事業者に効果的かつ効率的にプラットフォーム上のスペースを販売することができる。いわばユーザーは検索サービスの享受とデータ提供の「物々交換」を行っている形になる。

こうしたデジタル経済におけるプラットフォーム企業の特徴はどのような課税上の問題を引き起こすだろうか。先の OECD 中間報告書は、デジタル企業の共通する特徴として3点挙げている⁹⁾。第1に、物理的拠点を伴わない規模の拡大である。先述のように、既存の国際課税ルールが物理的存在に強く依存しているために、物理的拠点を持たずに世界中で利益を上げる企業に対しては課税権を行使できない。第2に、無形資産への大きな依存である。デジタル化された企業にとって様々なタイプの知識ベースの資本は重要であるが、その所有や管理の場所を識別することは困難であり、しかもグループ内で容易に移転される可能性がある。第3に、データとユーザー参加である。もしデータとユーザー参加が価値創造の源泉とみなされるなら、価値創造への貢献をどのように評価すべきだろうか。少なくとも既存の税制は「ユーザーが創造した価値」をとらえることはできない。

いわゆる GAF A (Google, Apple, Facebook, Amazon) をはじめとした巨大プラットフォーム企業は、世界中で莫大な利益を上げながらも、既存の国際課税ルールの下ではその利益に対して市場国側は十分に課税権を行使できていないとの批判がある。上述のように、データとユーザー参加がこうした企業の価値創造の鍵を握っていることは指摘されており、市場国側にも一定の課税権があると考えerことは妥当にみえる。しかし、ユーザーによる価値創造の場所や価値創造への貢献をどうとらえればよいのだろうか。仮にユーザーの所在地を価値創造の場として考慮するとしても、そこには何ら物理的存在がない可能性がある。しかもユーザー参加の集中度は、ビジネス

のタイプによっても異なるを考えるのが自然である（図1）。OECD 中間報告書が指摘するように、既存の国際課税レジームはデジタルエコノミーの進展のもとで挑戦を受けている。

2. デジタル課税をめぐる協調とユニラテラリズム

2.1 市場国と企業立地国の利害

Shön (2018) は、経済のデジタル化による国際課税上の問題を指摘する主張には3つのタイプがあると指摘する¹⁰⁾。1つは、歪められた競争についての関心である。デジタル化した多国籍企業は、市場国における実質的な課税の欠如や無形資産の低税国への移転等によって、企業は国内企業に対して競争優位を得ているというものである。2つ目は、市場国側の税収の観点である。税収を失っていると主張する市場国側は、その課税ベースが自国の課税管轄と結びついていることを示そうとしている。3つ目は、既存の国際課税レジームを重視し、デジタル化経済にターゲットを絞った国際課税改革をしようとする議論である。あくまで、デジタル化によって新しく生じた問題にのみ対処する考え方といえる。

これらはデジタル課税をめぐる国家間の利害対立となって現れている。主要なデジタル・プラットフォーム企業の立地国である米国は、デジタルエコノミーのみに限定した解決策については一貫して批判している。米国財務長官ムニューシン (Steven T. Mnuchin) は、2018年の OECD 中間報告書に対して、「新たな重複する税負担を課すことは、成長および最終的には労働者と消費者を傷つける」との声明を発表している¹¹⁾。課税権を市場国に移管したいのであれば、米国はデジタルエコノミーの囲い込み (ring fence) ではなく、対象を広げるべきとの立場である¹²⁾。

これに対して、市場国側であるヨーロッパ諸国の立場は、必ずしも課税権を完全に市場国側に移管するということを主張しているわけではなく、新しく出てきた問題、すなわち、「ユーザーの参加・貢献により生み出された新しい価値」にのみ限定して課税を行うべきというものであると、OECD 租税センター局長サンタマン (Pascal Saint-Aman) は説明している¹³⁾。また、そもそも完全に課税権を市場国に移管してしまうことは“パンドラの箱”を開けてしまうことであり、ドイツのような資本輸出国は合意できないであろうと指摘する。

しかし、ヨーロッパ諸国も一枚岩ではない。アイルランドやルクセンブルグ、マルタ、オランダなどの国々は、デジタル企業の誘致によって恩恵を受けており、国際課税改革がその地位を脅かすのではないかと懸念している。こうした国々は EU が一方的な行動をとることを警戒しており、あくまで OECD を通じた国際的コンセンサスの構築を支持している¹⁴⁾。一方で、フランス、ドイツ、スペイン、イタリアなどの国々は、早期の解決を望んでいる。しかも、一部の国々では税収確保のために単独で独自のデジタル課税を導入する動きが広まっている。欧州委員会は、こうしたユニラテラルな動きの拡大が、デジタル単一市場を寸断し、競争を歪めることを恐れ、2018年3月に後述する2つのデジタル課税に関する指令案を提出するに至った。

2.2 BEPS プロジェクトと2つの EU 指令案

各国の利害が錯綜するなか、経済のデジタル化によって生じる問題に対して具体的にどのよう

な課税ルールによって対応すべきなのだろうか。2015年のBEPSの行動1の最終報告書¹⁵⁾では3つの選択肢について言及している。

1つは、ネクサスの拡張である。従来の「物理的存在」を越えて、「重要な経済的存在 (significant economic presence)」という概念を導入し、ネクサスを確立しようというものである。企業のユーザーとユーザーから収集されたデータの価値は、当該国における収益に反映されると考え、収益を重要な経済的存在として、市場国との間にネクサスを見出す考え方である。デジタルPEともバーチャルPEとも呼ばれ、そうした重要な経済的存在があれば、そこに物理的存在があると見なして、従来の国際課税ルールにのっとり帰属利得を算定することになる。

2つ目は、デジタル取引に対する源泉徴収税である。これは、オンラインで注文した財・サービスの非居住プロバイダーに対して行われる一定の支払にグロスベースの源泉徴収税を課すというものである。または、先の重要な経済的存在に基くネットベース課税を支えるための徴収・執行のメカニズムとして課されることが想定されている。ただし、税の徴収にあたってはとりわけB2C取引において執行上の問題があること、独立のグロスベース課税が行われる場合にはGATTやEU法との抵触の可能性があることが指摘されている。

最後に、平衡税 (equalization levy) である。これは1つ目のネクサスの拡張にもなって、重要な経済的存在に帰属する利得の算定の困難性を回避する案である。平衡税は、国内の顧客やユーザーに提供された財・サービスのグロスの価値に対して課税されるため、実質的には売上税である。外国供給者と国内供給者の平等な扱いを行うという意味で「平衡税」であるが、同じ所得に対して平衡税と法人税の両方を課されるリスクが指摘されている。

結局、BEPS最終報告書では勧告には至っておらず、OECDは2020年までに国際的なコンセンサスに基く解決を目指すとしている。実際、デジタルエコノミーへの課税については依然として様々議論がなされており、各国が合意できる包括的な解決策を描くには時間を要する状況である。しかし、一方で時間がかかればかかるほど、その間の税収ロスを機会損失の拡大とみる市場国側のフラストレーションは高まることとなり、ますますユニラテラルな行動を誘発することになる。とりわけ2017年頃から、先述のようにEU諸国を中心にデジタルエコノミーへの課税についてプレッシャーが高まっている。

事態を重く見た欧州委員会は、EU諸国におけるユニラテラルな行動を抑制すべく、2018年3月に2つのEU指令案を提出した¹⁶⁾。一つは包括的解決案であり、「重要なデジタルプレゼンスのPE認定に係る指令案 (Proposal for a Council Directive Laying Down Rules Relating to the Corporate Taxation of a Significant Digital Presence)」であり、もう一つが長期案が実施されるまでの暫定案とされる「特定のデジタルサービスの供給に由来する収益へのデジタルサービス税の共通システムに係る指令案 (Proposal for a Council Directive on the Common System of a Digital Services Tax on Revenues Resulting from the Provision of Certain Digital Services)」である。先のPEPS最終報告書の整理で見れば、前者が「ネクサスの拡張 (重要な経済的存在)」であり、後者が「平衡税」に対応している。具体的な指令案の内容は、表1のようになっている。

欧州委員会は、両案とも可決された場合、EU加盟国が制定する法令の施行日は2020年1月1日とされた。しかし、全会一致ルールをクリアするには、メンバー国の足並みはあまりにも不揃いであった。フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国は2018年3月21日に共同声明を発表

表1 デジタル課税に関する EU 指令案（2018年3月31日）

	重要なデジタルプレゼンスの PE 認定に係る指令案	特定のデジタルサービスの供給に由来する収益へのデジタルサービス税の共通システムに係る指令案
課税対象者	以下のいずれかを満たすデジタルサービスを提供する企業（注1） ①当該 EU 加盟国内に所在するユーザーへの「デジタルサービス」の提供による収益が700万ユーロ超 ②当該 EU 加盟国内に所在する「デジタルサービス」のユーザーが10万人超 ③当該 EU 加盟国内に所在するユーザーによって締結された「デジタルサービス」提供のための事業契約数が3,000超	以下の両方を満たす企業 ①全世界での速結売上高総額が7.5億ユーロ超 ②EU 内でのデジタルサービスによる速結売上高総額が5,000万ユーロ超
課税対象利益/売上	重要なデジタルプレゼンスが、同様の活動を行う独立企業だった場合に稼得したであろう利益を、利益分割法に基いて算出	以下のサービスの提供による売上のうち、当該 EU 加盟国に配分される部分（注2） ①オンライン広告（ユーザーのデバイスでの表示回数） ②交流サイト・オンラインマーケットプレイスの提供（アカウント数、オンラインマーケットで成立した取引数） ③ユーザーデータの有償移転（データの生成源であるユーザー数）
税額	上記の利益を、PE 認定される EU 加盟国の法人税の枠組みで課税	上記の売上に税率3%を適用（注2）
適用時期	2010年1月1日	2010年1月1日

（注1）ただし、企業の所在国が当該 EU 加盟国と二重課税回避のための租税条約を締結している場合、原則として適用されない。
（注2）法人税との二重課税を調整するため、EU 加盟国は自国の法人税法上、デジタルサービス税を費用として扱うことを認めることが期待されている。

（出所）European Commission (2018a), European Commission (2018b), および柿沼・金本 (2018) p.3より作成。

し、OECD/G20 レベルでの議論の活性化を望むと同時に、調和のとれた EU レベルでの行動を支持する¹⁷⁾とした。もっとも、ドイツは米国からの報復を警戒し、慎重な立場をとっていた。一方で、アイルランドやフィンランド、デンマークなどは反対し、他のメンバー国の反応は熱意に欠けるものであった¹⁸⁾。結局、EU は12月4日、財務省理事会においてデジタルサービス税の年内合意を断念することになった¹⁹⁾。

そうした中、フランスは先に導入を決めた英国と同様、独自のデジタルサービス税の導入を発表した。ルメール (Bruno Le Maire) 経済・財務相は「金を持っているのはデジタルの巨人たちだ。仏消費者・市場のおかげで多額の利益を上げているのに、払う税額は他業種に比べ14%低い」と新税導入への意欲を見せている²⁰⁾。EU では10カ国以上の加盟国が独自課税の案を検討しているとされており、国際的な合意の遅れはますますユニラテラルな行動を誘発するリスクをはらんでいる。

3. 国際課税レジームの向かう先

3.1 ネクサス概念の拡張とその問題点

各国による独自課税の動きの多くは、平衡税タイプの売上税である。BEPS 最終報告書や EU 指令案の包括的解決案に示された「ネクサスの拡張」すなわち「重要な経済的存在」を PE と見

なして課税する案、いわゆるデジタル PE ないしバーチャル PE に基く法人所得課税は、依然として具体性を欠いたままである。それゆえ、Tomson and Grandjouan (2018) は、EU 指令案における包括的解決策は短期間のうちに実施される案というよりも、議論を活性化させる手段として欧州委員会は見ているのではないかと指摘する。

実際、ネクサス概念の拡張には多くの疑問点が指摘されている。浅妻 (2018) は、物理的存在なしに、機能、資産、リスクを認定するのは理念的に不可能であり、必然的にバーチャル PE 独特の帰属利得のルールが要求されると指摘する。しかしそうした場合、Google などはあえてわずかな機能しか持たない支店（支店 PE）を置くことで、バーチャル PE を回避する可能性があるという。バーチャル PE 独特の帰属利得ルールと既存の帰属利得ルールが異なれば、そうしたことは十分あり得ることであり、結局、市場国側の税収確保に資することはほとんどないかもしれない。また、源泉徴収税と同様、囲い込み（ring fencing）が問題となり、さらに新しい利得配分ルールを作らなければならなくなる。結局、バーチャル PE は、従来の国際租税法体系からの逸脱が源泉徴収税を採用する場合よりも大きいと評価している。

また、Shön (2018) は、「市場国」という概念と結びついたネクサス概念の拡張を批判している。その際、「価値創造（value creation）」といった曖昧な概念は、デジタル経済の国際課税のための一貫したコンセプトを開発する上で助けにならないとも指摘している。PE の閾値の拡張は、すぐさま市場国における課税権の拡張に転換されることになるが、伝統的な PE 概念は居住地国に対して源泉地国に権利を与えることを狙ったものであって、「源泉地国」の概念は決して「市場国」の概念とは結びついてらず、企業と顧客との接点に焦点を当てる意味はないという。その上で、法人利益への課税としての法人税のルーツに立ち返るならば、取引高税のように顧客への販売やサービスの提供からの収益に課税するのではなく、株主によって引き出された資本所得に対する税であるべきとし、無形投資としての「デジタル投資」を捕らえたリターンへの課税こそが伝統的な理解に合致すると主張する²¹⁾。

3.2 可動的でない要素への課税と仕向地主義課税

デジタル課税をめぐる問題に対して、おそらくもっともラディカルなアプローチをとっているのは Devereux and Vella (2018) であろう。Devereux and Vella (2018) は、すべての産業がデジタル化によって影響を受けており、デジタル経済を囲い込む（ring fence）ことは賢明ではないという。その上で、そもそも既存の法人利益への課税システムは基本的な欠陥を抱えていると主張する。そして、あくまで経済のデジタル化はこの欠陥を増幅させるものに過ぎないと考えている。

Devereux and Vella (2018) は、多国籍企業への課税のために利用できるオプションは、4つの立地であるという。それは、①最終的な株主の居住地、②最終的な親会社の居住地、③多国籍企業の子会社の居住地、④その顧客の居住地、である。現行の国際課税システムは、③および部分的に②に基いているが、どちらも比較的可動性の高い要素であり、利益移転や租税競争を生じさせている。したがって、経済的見地からは可動性の低い活動の立地で課税すべきであると主張する。そしてその要件を満たすのは、①および④ということになる。

そして、特に両氏が支持していると考えられるのは、消費者の立地に基く課税である。消費者

の立地を付加価値税 (value added tax: VAT) における議論にならって「仕向地 (destination)」と呼ぶならば、仕向地ベースの法人課税こそが、既存の国際課税上の問題を抜本的に解決するとみているようである。輸出非課税・輸入課税の VAT タイプのアプローチを採用するならば、それは「仕向地ベースのキャッシュフロー税 (destination-based cash flow tax)」となる。²²⁾

両氏は仕向地ベース課税が支持される根拠を3点挙げている。第1に、消極的には既存のシステムがバリューチェーンの各要素に起因する利益を認識しようとしながら、認識しきれていないという点にある。例えば、R&Dからのリターンはそれが行われた場所のものになるべきということとは自明ではない。製造、マネジメント、ファイナンス、マーケティング、販売があつて初めて多国籍企業は利益を生み出せる。このチェーンの内、PEの存在しない販売国は完全に無視されてしまっていると指摘する。第2に、仕向地は現行ルールの下でも原理的に重要な利益の源泉であるという点にある。市場国は、「顧客ベースの無形資産 (customer-based intangibles)」が存在する場所であり、これは間接ネットワーク外部性と関係している。さらに、多国籍企業は、市場国の提供の特許や商標、著作権に関わる法的インフラによっても価値を得ているとしている。そして第3に、仕向地ベース課税は租税競争の圧力にさらされることがないため、長期的に唯一存続可能なオプションであるとしている。

Devereux and Vella (2018) のアプローチは、先の Shön (2018) の主張と真っ向から対立する。それは市場国への課税権付与のための「ネクサスの拡張」を超えて、市場国への課税権の完全な移管を意味している。経済のデジタル化によって突き付けられた問題は、こうした既存の国際課税レジームの抜本的転換と既存の国際課税レジームに沿った改革との間の論争を引き起こしている。さらにそこに国家間の利害関係が加わることで、国際的な合意形成は依然として困難なままである。ユニラテラルな対応や暫定的対応の恒久化を避けるためにも、長期的な国際課税システムとして耐えうる包括的な解決策をどのように見出していくべきか、考えるべき要素は明らかになってきているように思われる。

おわりに——デジタル課税問題が提起するもの

2018年6月21日、米国の州売上税・使用税をめぐる重要な連邦最高裁判決が出た (*South Dakota v. Wayfair, Inc.*, No. 17-494)。これまで米国では州内に倉庫などの物理的存在がなければ、州外企業は販売先の州に対して購入者から使用税 (use tax) を徴収し送金する義務がなかった。そのためオンライン販売企業は店舗販売を行う企業に対して優位を持ち、市場となっている州側では税収ロスが長く問題視されていた。しかし、ついに最高裁は、州外企業が課税州において一定の売上額や取引数などの実質的なネクサス (substantial nexus) を有していれば、物理的存在は不要と判示したのである。その主な判決理由は、市場管轄は州外販売者による利益の創出にとって不可欠な便益を提供しているというものであった。Avi-Yonah (2018) は、この判決と判決理由を支持するとともに、国際課税においても物理的存在ルールを捨てるべきであると指摘している。物理的存在とネクサスの問題はここでも再考を迫られる形となった。

本稿で見てきたように、経済のデジタル化は既存の税制に対し、様々な論点を提起している。

最後に本稿を振り返りつつ、提起されている問題を整理しておきたい。

第1に、企業の価値創造の形態や場所の変化である。OECD 中間報告書が整理しているように、デジタル経済においては、データとユーザー参加が企業の価値創造においてますます重要になってきている。このような現実を前に、物理的存在に縛られることは不合理かもしれない。何らかの形でこれらの要素の立地と価値創造への貢献を捕らえる必要がある。

しかし第2に、そうした新たな価値創造の形をとらえるには、プラットフォーム企業をはじめとしたデジタル企業の価値創造メカニズムの更なる解明が必要である (Olbert and Spengel (2017))。安易に顧客やユーザーの所在地に所得の源泉を見出すのは、既存の国際課税レジームから大きく逸脱するだけでなく、新たな不効率性と不公平性を招きかねない。デジタル要素を「ring fence」するとしても、その閾値をめぐっては理論的・原理的な線引きは不可能である。

第3に、もしネクサス概念の拡張が市場管轄地に課税権を与えるものとされるならば、法人税と消費税の境界をどう考えるべきかという問題がある。究極的には仕向地主義法人税のようなものへ導くのか、それとも「デジタル投資」の概念で捉えるべきなのか。法人所得税とは何かという根本的な問題をはらんでいる。

また忘れてはならないのは、税は政治そのものであるということである。OECD は2020年までに国際的なコンセンサスに基く最終報告書を出す予定であるが、国際政治はもとより、各国のユニラテラルな課税の動きにも表れているように、国内政治の動向も左右する。リーマンショック以降、各国は財政赤字を抱えながら、国民の不満と向き合っている。米国の *Wayfair* 事件判決も、州間税制の簡素化・統一化の努力とリーマンショック以降のユニラテラルな課税の動きの延長上にある。デジタルエコノミーへの課税も、国民が納得する公平な課税でなければ、長期的なルールとはなりえないだろう。

注

- 1) OECD (2018) p. 167. 邦訳は古川 (2018) p. 262。
- 2) OECD (2018) p. 167. 邦訳は古川 (2018) p. 263。
- 3) OECD (2018) p. 167. 邦訳は古川 (2018) p. 263。
- 4) OECD (2018) p. 168-169. 邦訳は古川 (2018) p. 264。
- 5) OECD (2018) p. 269. 邦訳は古川 (2018) p. 264。
- 6) 立本 (2017) p. 29。
- 7) 例えば、OECD (2018) p. 28-29 および立本 (2017) p. 34。
- 8) OECD (2018) p. 29。
- 9) OECD (2018) pp. 51-59. 邦訳は古川 (2018) pp. 256-261。
- 10) Schön (2018) p. 279。
- 11) U. S. Department of the Treasury (2018)。
- 12) 米国は2017年税制改革法 (Tax Cuts and Jobs Act of 2017: TCJA) で、グローバル無形資産低課税所得 (Global Intangible Low Taxed Income: GILTI) を導入している。これは、外国子会社の所得について一定の算定式を用いて「みなし無形資産所得」を算出し、合算課税の対象とする (ただし50%の所得控除を認める) ものであるが、課税対象をデジタルエコノミーに限定しないという米国の立場と整合的といえる。
- 13) サンタマン (2018) pp. 6-7。

- 14) Thomson and Grandjouan (2018) p.26.
- 15) OECD (2015).
- 16) European Commission (2018a), European Commission (2018b).
- 17) Thomson and Grandjouan (2018) p.29.
- 18) Thomson and Grandjouan (2018) p.30.
- 19) 同案の推進派であるフランスは慎重派のドイツを巻き込み、課税の対象を広告の売上に限定するとともに、2021年までに国際的な解決策が得られなかった場合にのみ発行するとする妥協案を同理事会で提示し、加盟国に19年3月までの合意を呼び掛けている（『日本経済新聞』2018年12月5日付、朝刊、p.9）。
- 20) 『日本経済新聞』2018年12月19日付、朝刊、p.10。
- 21) Shön (2018) は、特定されるべきは顧客やユーザーの立地ではなく、投資の立地であるとする。もしデジタル企業が特定の顧客にアクセスするために特定の市場に資本を投資していることが示されるならば、その投資は個別の市場国における課税権を生じさせる証拠になる。それは、単に財・サービスを注文した顧客のいる市場という意味ではなく、その企業がその市場に投資し、そのリターンを期待するという理由からである。その際、小規模なPEの拡散を阻止するためにデジタル要素を「ring fence」することについては容認している。
- 22) 仕向地ベースのキャッシュフロー税については、米国トランプ政権の下で一時「国境調整税」としてその導入が議論されたものである。その理論と政策については、河音・篠田 (2018) を参照されたい。

参考文献

- Avi-Yonah, Reuven S. (2018), "The International Implications of Wayfair," *Tax Notes International*, Vol. 91, July 9, pp. 161-165.
- Brauner, Yariv and Pasquale Pistone (2018), "Some Comments on the Attribution of Profits to the Digital Permanent Establishment," *Tax Notes International*, Vol. 90, April 1, pp. 87-90.
- Devereux, Michael P. and John Vella (2018), "Debate: Implications of Digitalization for International Corporate Tax Reform," *INTERTAX*, Vol. 46, Issue 6/7, pp. 550-559.
- Dourado, Ana Paula (2018), "Debate: Digital Taxation Opens the Pandora Box: The OECD Interim Report and the European Commission Proposals," *INTERTAX*, Vol. 46 Issue 6/7, pp. 565-572.
- European Commission (2018a), *Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE laying down rules relating to the corporate taxation of a significant digital presence*, COM/2018/0147 final-2018/072 (CNS), March 21. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A52018PC0147>
- European Commission (2018b), *Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on the common system of a digital services tax on revenues resulting from the provision of certain digital services*, COM/2018/0148 final-2018/073 (CNS), March 21. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2018%3A148%3AFIN>
- Larking, Barry (2018), "A Review of Comments on the Tax Challenges of the Digital Economy," *Tax Notes International*, Vol. 90, April 1, pp. 17-23.
- Mason, Ruth and Leopoldo Parada (2018), "Digital Battlefield in the Tax Wars," *Tax Notes International*, Vol. 92, December 17, pp. 1183-1197.
- OECD (2015), *Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action 1-2015 Final Report*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
- OECD (2018), *Tax Challenges Arising from Digitalisation-Interim Report 2018: Inclusive Framework on BEPS*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
- Olbert, Marcel and Christoph Spengel (2017), "International Taxation in the Digital Economy:

- Challenge Accepted?" *World Tax Journal*, Vol.9 No.1, February 1, pp.3-46.
- Silbering-Meyer, Jessica and Robert Sledz (2018), "Disital Economy Forces Global Tax Authorities to Adapt," *Tax Executive*, Sep/Oct, Vol.70 Issue 5, pp.84-85.
- Shön, Wolfgang (2018), "Ten Questions about Why and How to Tax the Digitalized Economy," *Bulletin for International Taxation*, April/May, pp.278-292.
- Thomson, Andrew and Louis D.C. Grandjouan (2018), "Digital Economy Taxation: The OECD's Report and European Commission's Draft Directives," *Journal of Taxation of Investments*, Summer, Vol.35 Issue 4, pp.23-34.
- U. S. Department of the Treasury (2018), "Secretary Mnuchin Statement On OECD's Digital Economy Taxation Report," March 16. <https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm0316>
- Valente, Priorgiorgio (2018), "Digital Revolution. Tax Revolution?" *Tax Notes International*, Vol.90, April 1, pp.117-126.
- 浅妻章如 (2018) 「Quill から Wayfair へ : 電子商取引課税」『租税研究』(828), 10月, pp.187-205。
- 青山慶二 (2018a) 「デジタル経済の課税に関する国際動向」『租税研究』(823), 5月, pp.397-405。
- 青山慶二 (2018b) 「デジタル経済の課税についての EU の取組とビジネスの反応」『租税研究』(824), 6月, pp.122-136。
- 柿沼英理子・金本悠希 (2018) 「EU のデジタル課税案と日本企業への影響——理事会指令案の要点解説と今後の展望」(大和総研, 9月28日) https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180928_020337.pdf
- 河音琢郎・篠田剛 (2018) 「国境調整税の理論と政策」立命館大学経済学会『立命館経済学』第67巻第2号, 7月, pp.1-18。
- サンタマン, バスカル (2018) 「特集 インタビュー—— BEPS プロジェクトのキーパーソン OECD バスカル・サンタマン局長に聞く デジタルエコノミー, 市場国への課税権移管という “パンドラの箱” は開けず」『T&A master』(764), pp.4-8。
- 立本博文 (2017) 『プラットフォーム企業のグローバル戦略——オープン標準の戦略的活用とビジネス・エコシステム』有斐閣。
- 『日本経済新聞』2018年12月5日付, 朝刊, p.9。
- 『日本経済新聞』2018年12月19日付, 朝刊, p.10。
- 森信茂樹 (2018) 「巨大 IT 企業と税制 (上) 課税当局の知恵 問われる 米国の同意取り付け 課題」『日本経済新聞』5月16日付, 朝刊, p.26。
- 古川勇人 (2018) 「デジタル化に伴う課税上の課題に関する中間報告書 (OECD)」『租税研究』(828), 10月, pp.256-270。